

環境林整備事業の運用について

森林環境創造事業、森林再生CO₂吸収量確保対策事業及び平成24年度環境林整備事業（以下「環境林整備事業」という。）の実施については、「森林環境創造事業実施要領」（平成13年6月25日付け森第278号。以下「要領」という。）及び「森林再生CO₂吸収量確保対策事業実施要領」（平成15年7月24日付け環森第05-43号）「環境林整備事業実施要領」（平成24年7月30日付け 農林水第30-390号）によるほか、この運用によるものとする。

（環境林づくり協定書について）

1. 環境林整備事業は、「管理委託終了後も環境林として多様な針広混交林又は広葉樹林の状態を維持していく」ことを前提として導入される必要があるため、事業の着手時点において、市町長と森林所有者及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）第5第3項の規定により三重県知事が認定した事業主（以下「事業体」という。）が、「環境林づくり協定」を締結し、平成43年度までの管理委託契約期間及び管理委託終了後も将来にわたり、「森林の皆伐を行わないこと」を約束するものである。

（目標とする森林）

2. 環境林整備事業で目標とする森林は、別表1-1～1-4のとおりとする。

（環境林整備計画作成主体）

3. 環境林整備計画作成主体は、事業体とする。
なお、環境林整備計画を作成する前に、事業体と森林所有者は、平成43年度を終期とした森林管理に関する委託契約書を第1号様式に準じて締結することとしている。

（主な作業内容）

4. 主な作業内容は、別表1-1～1-4による森林に造成することを目的とし、以下のとおりとする。
 - (1) 強度の間伐（5割程度）又は林内相対照度30%を確保する計画的な間伐（3割程度を数回）により、林内に光を入れ、草木本類の繁茂を促す間伐又は受光伐の作業。また、尾根筋等、早急に広葉樹繁茂を図るため、群状（坪状）の伐採を行い広葉樹等の植栽を行う作業や、間伐・受光伐と併せて森林内に広葉樹等の樹下植栽を行う作業。なお、季節感や色彩感のある樹種の植栽を行うことも可能とする。

- (2) 皆伐後、5年以上経過した森林であって、高木性の広葉樹の侵入が認められない森林において、公益的機能が著しく低下している森林へ植栽を行う作業。ただし、現地植生の樹木等の疎植（概ね ha当たり400～500本）とする。
- (3) 植栽にあたっては、突発性の病害虫の発生地域においては、その被害樹種は植栽しないこととする。なお、植栽にあたっては、以下のことを原則とする。
- ・ 植栽本数は、概ね ha当たり300本とし、疎植を基本とする。
 - ・ 植栽樹種は、10種類以上とし、施工地周辺の自生種を主とする。（この場合、面積は1ha以上、又は苗木本数が100本以上植栽の場合であり、面積や本数が極端に少ない場合はこの限りではない）
 - ・ 1樹種の占有は、2割までとする。
 - ・ 樹種は、針葉樹でも広葉樹でもかまわない。
- (4) 前項の作業を支援するため、次の作業を、付帯作業として実施できるものとする。
- ・ 作業に必要な、作業道や歩道の整備を行う経費。ただし、規格及び延長は、必要最小限とすること。
 - ・ 作業道は、原則として幅員2m以内で傾斜が30度未満の森林に設ける。
 - ・ 森林の作業界を確認するため、測量を行う経費。
 - ・ なお、付帯作業の事業費は、当年度において森林作業の事業費の2割以内とする。ただし、環境林整備事業により引き続き使用する場合は、環境林整備計画（平成43年度終期）の四半期単位（5年間）で森林作業の事業費の2割以内とする。
 - ・ 測量の経費は上記の2割以内の制限には含まれないものとする。
- (5) 標準単価にない森林整備等については、年度計画書の提出時及び要領第11条に基づく補助金交付申請時に、農林（水産）商工環境事務所長（以下「事務所長」という。）と協議し、承認を受けなければならない。ただし、森林再生CO₂吸収量確保対策事業、平成24年度環境林整備事業は除く。

（環境林整備計画書）

5. 環境林整備計画は、森林の公益的機能向上を目指し、平成43年度までの計画的な森林づくりを行うものであり、森林所有者から受託を受けて事業実施を図る。また、計画期間内においては皆伐禁止とする。

また、事業実施フローは、別表3-1、3-2のとおりとし、提出期限等は、以下の通りとする。

- (1) 新規の環境林整備計画書を提出しようとする事業体は、事業実施予定前年度の1月末までに市町長へ計画書を提出すること。
- (2) 市町長は、地区森林管理協議会（仮称）等に計画についての意見を求め、同

意を得ることとする。(県に提出する文書に意見を添付することとする)

- (3) 市町長は、事業をしようとする前年度の2月末までに、事務所長へ環境林整備計画書を提出すること。
- (4) 事務所長は、環境林整備計画書の提出があった場合は、内容を審査し、市町長へ通知するものとともに、3月20日までに農林水産部長（以下「部長」という。）へ報告するものとする。

(環境林整備計画書の認定取消)

6. 事務所長は、次の各号に該当する事項が認められる場合に、環境林整備計画書の認定を取り消すことができるものとする。
 - (1) 森林所有者と事業体との合意形成において、瑕疵が明らかになった場合。
 - (2) 地区森林管理協議会の同意条件を意見書の提出日より1年以内に遵守しない場合。
 - (3) 環境林整備計画の認定条件を1年以内に遵守しない場合。

知事は、認定を取り消した環境林整備計画書を作成した事業体に対し、計画地を同一とする環境林整備計画書の認定を行わないものとする。

(地区森林管理協議会)

7. 市町長は、環境林整備事業を実施しようとするときは、地区森林管理協議会を設置する。(名称は、自由とする)

地区森林管理協議会は、地域の幅広い意見を聞き取り、合意形成をするとともに、地域の多様な組織・団体等（個人も含む）との協働により、市町村森林整備計画に基づく森林管理を推進する組織である。

従って、地区森林管理協議会の構成は、市町長が任命するが、県としては森林に関心がある個人やNPOなども含めたさまざまな主体から、幅広く選任されるべきであると考える。

このため、概ね以下のようないわゆるメンバー構成を想定する。

- 行政関係者
- 学識経験者
- 地区自治会関係者
- 自然保護活動関係者
- 教育関係者
- 森林関係者（森林所有者や組合・事業体等）

地区森林管理協議会の主な役割は、次の3つとする。

1. 三重県型森林ゾーニングの生産林・環境林の設定についての協議

2. 事業体が策定する環境林整備計画書について審議

地区森林管理協議会の同意がなければ、知事は環境林整備計画を承認しない。地区森林管理協議会は事業体に対し、指導又は条件を付けることができる。知事は、これが1年以内に遵守されない場合は、承認を取り消す。

3. 多様な主体の協働により森林整備システムなどの森林管理手法等に関する検討・提案

(市町村森林整備計画との整合)

8. 市町長は、市町村森林整備計画において環境林の整備方針を明確にするとともに、三重県型森林ゾーニングにおける環境林を設定するものとする。

(事業要望)

9. 市町長は、次年度の事業要望を、事務所長へ8月までに行うものとする。

(事業費の積算)

10. 環境林整備事業で積算する人件費単価は、地形・傾斜・事業体賃金等の明確な理由がある場合は、標準人件費単価の30%以内の増減を認めている。増額の場合において、事業体は増額する理由書を年度計画書及び補助金交付申請書に添付するものとする。

なお、事務費の内容は、別表2のとおりとする。

(補助金の限度額)

11. 環境林整備事業は、事業の遂行後の決算に基づき算定し交付する決算補助・精算補助とする。なお、当該交付決定した補助金等の金額を交付の最高額限度額とし、支出実績がこれを上回っても交付金額の増額をしない打ち切り補助とする。

ただし、災害等のやむを得ない事由が発生し、部長が交付金額の増額を承認した場合は、この限りではない。

(指令前着工)

12. 市町長は、内示後、交付決定前に事業着手する必要が生じた場合には、指令前着工届（第2号様式）を、事務所長へ提出するものとする。事務所長は、やむを得ないと認めた場合は、受理するものとする。ただし、森林再生CO₂吸収量確保対策事業、平成24年度環境林整備事業は除く。

(環境林整備計画書の変更について)

13. 要領別表第4の3に規定する「計画内容の変更」とは、次の各号に該当する事項と

する。

- (1) 環境林整備事業を実施した森林の下層植生の状況調査を行い、植生の回復が確認出来ない場合。
- (2) 災害等の事由により、管理計画の目的となる森林の現況が、計画申請時と著しく異なったことにより、森林管理及び施業の実施が不可能となった場合。
- (3) 森林管理の目的が達成され（針葉樹広葉樹混交林化等）、計画期間において以後の森林管理施業を、行う必要がないと判断された場合。

（市町における事業検査について）

14. 市町長が実施する検査は、造林補助事業完了検査要領（平成15年1月20日環境第06-272号）及び検査要領例（別紙1）に準じて、各市町において要領を策定し、厳正な検査を行うこととする。

（標準搬出経費について）

15. 市町長は、認定林業事業体が当該事業において伐採した木材を搬出し、収入が発生した場合の収益については、県が別途算定する「標準搬出経費」を基に判断し、収益の発生が確認された場合は、補助金の適正な執行に努めるものとする。
この「標準搬出経費」は、三重県が県内で行った「素材生産費調査」をもとに、間伐素材生産費調査結果から、知事が別に定めるものとする。

この運用は、平成13年8月24日から適用する。

この運用は、平成15年5月28日から適用する。

この運用は、平成16年5月28日から適用する。

この運用は、平成17年度事業から適用する。

この運用は、平成19年1月5日から適用する。

この運用は、平成25年1月18日から適用する。

(別紙1)

環境林整備事業完了検査要領例

(目的)

第1 環境林整備事業における完了検査において、市町が環境林整備事業の適正な遂行を期するために行う立入検査等（以下、「検査」という。）に関し、に準じて必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2 この要領において、検査の対象とする事業は次のとおりとする。

- 1 森林環境創造事業
- 2 森林再生 CO₂ 吸収量確保対策事業
- 3 平成24年度環境林整備事業

(検査の種類)

第3 検査は、完了検査及び隨時検査とする。

- 1 完了検査は、事業完了の確認をおこなうとき。
- 2 隨時検査は、事業の適正な施行その他必要があると認めた場合。

(検査員)

第4 検査は、検査員が行う。

- 1 検査員は、市町長が命じた者とする。

(検査の通知)

第5 検査を行うときは、その検査の日時、検査内容等をあらかじめ検査通知書（第1号様式）により事業体に通知するものとする。ただし、緊急の場合又は通知の必要がないと市町長が認めたときは、この限りではない。

(検査の適正な実施)

第6 検査を実施するにあたっては、検査の対象となる事業の内容及び関係法令（条例・法規・要綱・要領）を熟知し、厳正かつ公平に実施しなければならない。

(検査の立会等)

第7 検査を行うときは、当該事業の執行責任者又はその他必要と認める者の立会いのうえ、関係書類の記録等の提示または、説明を求めることができる。

(検査の方法)

第8 検査は、事務検査及び現地検査とする。

- 1 事務検査は、帳簿類・証拠書類等に基づき、会計経理・事業の運営状況・諸法令等の手続き等について、検査するものとする。
- 2 現地検査は、原則、施行地の全箇所について確認するものとする。
- 3 実施面積を確認する。
- 4 資材については、購買伝票等により商品名及び数量を確認する。

(現地検査の方法)

第9 現地検査は、施行地ごとの全体の状況が判断できる事業完了写真が管理されている時は、検査員が無作為で1／10以上の箇所を抽出する抽出検査とする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は全数検査とする。

- (1) 植栽にあたり、自家養苗の苗木を用いて造林したとき。
 - (2) 施行地、すべての林小班について施行が判断できる完了写真が整備されていないとき。
 - (3) 除間伐・受光伐にあっては、実施本数を確認できる資料が整備されていないとき。
- 2 無作為抽出法については、施行林小班番号の小さい方から順番に番号を付け、その番号から乱数表等を用い、検査員が決めるものとする。
 - 3 抽出した施行地について、現地検査の結果、不合格が1施行地でもあった場合は、全数検査とする。
 - 4 ただし、枯損により不合格となった場合は、枯損により不合格となった箇所のみ検査するものとする。
 - 5 苗木の数量等の確認は、森林組合取扱いについては苗木受払簿等、森林組合以外については、購入伝票等により確認する。

(除地)

第10 施行地内の間伐及び植栽不可能地であって、1箇所の面積が0.01ha(100m²)以上であるものは除地とし、事業面積からその面積を控除する。

- 1 除地とは、植栽不可能地であって岩石地、荒廃地、湿地、沢敷等をいう。
- 2 1施行地で除地0.01ha(100m²)未満のものを數力所合わせて0.01ha以上になっても、これを除地としなくてよい。

(測量成果の照合)

第 11 2 個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を実測し、施業図及び測量野帳と照合する。

- 2 前項による照査結果が通常の誤差の限度を超えるときは、検査員は補助事業者に再測量を命じるものとする。
- 3 通常の誤差の限度は、方位角及び高低角は 2 度、距離は 100 分の 5 とする。

(植栽本数の検査)

第 12 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）によって行うものとする。

- (1) 施行地内の任意の植列において、植栽木 11 本の間の延長（水平距離）及びその横列に直角の方向に 11 列の延長（水平距離）をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、別に定める早見表により植栽本数を算出する方法

(別紙 2)

- (2) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 100 平方メートルを基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法

(枯損率)

第 13 枯損率は、前条に規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、枯損苗本／植栽本数により算出する。

- 2 枯損率が、20 パーセント以上であるときは、検査員は、枯損木の植え直しを命じ、再検査とする。
- 3 再検査で、枯損率が 20 パーセント以上の場合は、検査不合格とする。

(保育の林齢の確認)

第 14 除間伐については、森林簿又は伐根の年齢等により、林齢を確認する。

(下刈検査)

第 15 下刈の検査は、雑草木の刈払が植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかどうかを旨として行うものとする。

(除間伐・受光伐の検査)

第 16 除間伐の検査については、別に定める本数検査法により求め、実施本数（伐採本数／伐採前の成立本数）及び伐採木径を検査する。

(作業路の検査)

第 17 作業路の検査は、車の通行に支障がないかどうかを旨として行い、現地において、幅員・延長・路面の仕上がり状況等について検査を行う。

(獣害防護ネット)

第 18 獣害防護ネットの検査は、本数検査法により設置個数を検査する。また、購入伝票により資材の数量、及び標準単価に示された規格と同等以上であるかを検査する。

(施業図等への記入)

第 19 施業図に下記事項を朱線で記入する。

- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
- (2) 検査した線又は検査点及び標準地又は検査した本数検査・本数検査のおよその位置

(別紙 2)

(写真)

第 20 検査の際、写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。

(検査調書の作成)

第 21 検査員は、この要領に定める検査調書に必要事項を記載して、検査の結果をとりまとめるものとする。

- 1 検査調書は、別添によるものとする。

(検査の復命)

第 22 検査員は、検査を実施したときは検査復命書をもってすみやかに復命するものとする。

(検査後の指示)

第 23 検査員は、検査の結果業務または、工事に不適正なものがあると認めるときは、次の措置をとらなければならない。

- 1 内容が軽易なものであるときは、必要な指示を行いその意見を所属長に報告するものとする。
- 2 内容が重大で有るときは、その措置についての意見を所属長に報告しその指示を受けるとともに検査結果の指示書により補助事業者に対し是正の指示を行うものとする。

3 補助事業者等から、是正完了報告があったときは、必要に応じ再検査を行うものとする。

(検査済書)

第 24 検査の結果、事業の施行が適正であると認めたときは、補助事業者等に検査済書を交付するものとする。

(検査書類の保存)

第 25 検査調書は、事業の終了の翌年度から起算して 10 ヶ年間保存しなければならない。

(その他)

第 26 この要領に定めるほか、検査について必要な事項は別にさだめるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 年 月 日から施行する。

(別紙2)

完 成 検 査 要 領 の 別 紙

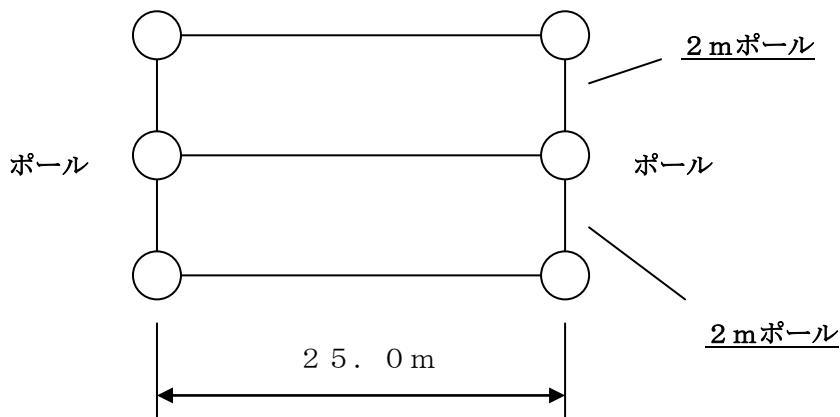
1 植栽本数検査は、植栽本数早見表を利用するものとする。

方形植栽		植 栽 本 数 早 見 表										(1ha=10,000 m ² 当り)	
	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.2	
1.0	10,000												
1.2	8,333	6,944											
1.4	7,143	5,952	5,102										
1.6	6,250	5,208	4,464	3,906									
1.8	5,556	4,630	3,968	3,472	3,086								
2.0	5,000	4,167	3,571	3,125	2,778	2,500							
2.2	4,545	3,788	3,274	2,841	2,525	2,273	2,066						
2.4	4,167	3,472	2,976	2,604	2,315	2,083	1,894	1,736					
2.6	3,846	3,205	2,747	2,404	2,137	1,923	1,748	1,603	1,479				
2.8	3,571	2,976	2,551	2,232	1,984	1,786	1,623	1,488	1,374	1,276			
3.0	3,333	2,778	2,381	2,083	1,852	1,667	1,515	1,389	1,282	1,190	1,111		
3.2	3,125	2,604	2,232	1,953	1,736	1,563	1,420	1,302	1,202	1,116	1,042	977	
3.4	2,941	2,451	2,100	1,838	1,634	1,471	1,337	1,225	1,131	1,050	980	919	

(注) 苗間および列間距離は、水平距離

2 間伐率（本数）の確認は、次の通り本数検査法とする。

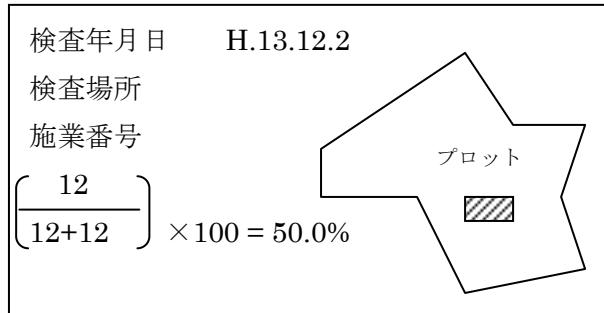
(1) 任意にプロットを設定し、伐倒木切株数と残存木数について、伐倒本数／（残存木数+伐倒本数）×100により間伐率を求め、申請事項との整合を確認する。



(2) 検査箇所数については、1.5ha未満は1箇所とする。1.5haを超えるときは、5haごとに1箇所追加する。

(3) 検査写真の撮影にあたっては、黒板を使用し、検査月日、検査場所等必要事項を記入のうえ、カラー写真撮影を行うものとする。

(黒板記入例)



4 受光伐の伐採率（本数）の確認は、次の通り断面積率とする。

(1) 任意にプロットを設定し、任意の100m²以上のプロットを設定し、伐倒木切株断面積と残存木断面積（抜倒高）を測定し、伐倒断面積合計／（残存木断面積合計+伐倒断面積合計）×100により伐採率を求め、申請事項との整合を確認する。なお、断面積は、直径の二乗の合計でもかまわない。

(2) 検査箇所数は、間伐等と同じとする。

間伐等森林施業検査基準

項目	検査方法	測定方法	規格値
間伐等 施業内容	プロット抽出 (標準値)	任意の1プロット 4m × 25.0m	標準単価の 規格以上
受光伐等 施業内容	プロット抽出 (標準値)	任意の1プロット 100m ²	標準単価の 規格以上
面 積	測点（線）抽出	各1力所	+5%
		プランメーター求積	+5%

5 簡易作業路の検査判定は、次の通りとする。

作業路検査基準

判定項目		規 格 値	抽出力所等
工種	項目		
作業路 土 工	幅	-100	延長300mまでは、1力所
	延 長	-0.5%	延長300m以上は、200m増すごとに1力所を加算

第1号様式（検査要領例）

検査通知書

第 号
平成 年 月 日

様

所属長

平成 年度検査を下記のとおり実施しますから、担当者の立会いをお願いします。

記

事業名	工種	事業費	検査		備考
			年月日	職・氏名	

第2号様式（検査要領例）

調書 平成 年度

事業検査調書

1 概要

事業体名		事業内容		事業量	
事業費				検査年月日	
検査場所		立会人		検査員	

2 検査結果

種類	意見	指示事項
現地検査		
事務検査		

3 施行関係

工事施行方法 事業費	1 直営施行			
	区分	当初事業費	精算事業費	摘要
	人件費			
	社会保険料等			
	資材費			
	小計			
	諸経費			
	環境整備 計画作成費	人件費 需用費		
計				

(1) 支払関係

区分	請求年月日	支払年月日	金額	支払先	摘要
別紙3の 区分による					
計					

(別紙3) 支払関係区分

直接経費	人件費	給与・賃金	
		賞与（※）	
		通勤手当	
		扶養手当	
		技術手当（特殊勤務手当）	
	その他（県と協議のうえ補助対象と認められた経費）		
	資材費	苗木	
間接経費		食害防止ネット・チューブ	
		境界杭	
		その他（県と協議のうえ補助対象と認められた経費）	
チェーンソー損料その他資材諸経費			
労務諸経費	労働災害保険料		
	林業退職金共済費		
	健康保険料		
	厚生年金		
	雇用保険料		
	介護保険料		
	手数料（「上記直接経費と間接経費の合計」の10%以内）		
	消費税		

書類関係のチェックリスト

区分		整備状況	内容・指示事項等
契約関係	見積関係書類 契約書		
工事関係書類	工事日報 材料検収簿 労務者出面簿 工事写真等 材料納入証明書 監督（班長）日誌		
経理関係	別段口座通帳 金銭出納簿 領収書・振り込み関係書類 証憑書類（見積書・請求書・領収書等）		
その他			

事務検査票

事業名		年 度	
担当検査員		年 月	日検査

事 項	検査結果	適 ○ 否 ×
1 収入関係 ア 収入整理簿は整理されているか		
2 労使関係 ア 工事日誌は整理されているか イ 工事写真は整理されているか ウ 日報は整理されているか エ 材料検収は整理されているか オ 人夫出役・賃金支払いを証する帳簿類は整理 されているか カ 日誌・日報・支払い簿（通帳等）の突き合わ せは整合したか		
3 事務関係 ア 消耗品の購入伺い、受け払い簿等の書類の整 備はされているか		
4 支払関係 ア 支出整理簿は整理されているか イ 支出命令及び証拠書類の整理状況は適正か ウ 出来高（概算）払いの回数及び確認は適正か エ 請求年月日と対する支払い年月日は適正か オ 請求書と領収書は一致しているか		

第1号様式

森林管理に関する委託契約書については、認定林業事業体と森林所有者が締結するものとし、森林環境創造事業の地域多様性を考慮して、県内に共通すると認められる事項を示す。

森林管理に関する委託契約書（標準書式）

委託者 【森林所有者】（以下「甲」という。）と受託者 【認定林業事業体】（以下「乙」という。）とは、森林環境創造事業実施要領（平成 年 月 日 第 号。以下「要領」という。）に基づき、甲の所有する森林の公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、次の条項により森林管理に関する委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、甲の所有する下記の森林（以下「対象森林」という。）を環境林として適正に管理することによりその公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、市町村長が後日認定する乙の「環境林整備計画」に基づく対象森林の整備・保全等業務の実施を、乙に委託するものとする。

森林の所在地※1	林班	準林班	小班	枝班	樹種	林齡	面積(ha)

備考：林齡は、森林簿の林齡とする。

※1：所在地は地番まで記入する。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（委託業務に要する経費）

第3条 委託業務の実施に要する経費については、要領及び要綱に基づき、市町長が知事に対して、補助金の交付を申請するものとする。

2 委託業務の実施に要する経費について、甲の負担はないものとする。

（甲の遵守事項）

第4条 甲は、乙が対象森林において行う森林施業に関して、異議を申し立てないものとする。

2 甲は、対象森林において森林施業を行う場合は、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

3 甲は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。

4 甲は、対象森林の権利を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約を承継させ

なければならない。

5 甲は、甲が前各項の規定に違反したことにより、又は、甲の責に帰すべき事由により、乙が第3条に規定する補助金の全部又は一部を返還したときは、当該返還金相当額を乙に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、組織の解散など事業執行が困難となる場合には、この契約を甲の同意のもと、他の認定林業事業体へ承継しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務を一括して第三者に委任し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(伐採木の取り扱い等)

第7条 対象森林における伐採木は、乙の権限において処分するものとする。

2 乙は、伐採木の処分により収入が発生した場合は、県が作成する森林環境創造事業標準搬出経費単価表に基づき収益相当額を算定するものとし、当該収益相当額を委託業務の実施に要する経費に充てるものとする。

(公租公課等)

第8条 対象森林に係る公租公課及び林道その他公共施設設置に伴う受益者負担金については、甲が支払うものとする。

2 対象森林に関して第三者から支払われる賠償金又は補償金は、甲が受け取るものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号に一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 乙が、認定林業事業体の認定を取り消されたとき
- 二 乙が、契約を履行することが困難となったとき
- 三 乙が、正当な理由なく環境林整備計画のとおり森林施業を行わないとき
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成できないと認められるとき

2 甲は、前条の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が困難となったときは、契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第11条 乙は、契約が解除された場合において、対象森林に乙が所有又は管理する資材、

建設機械器具その他の物件があるときは、速やかに当該物件を撤去しなければならない。
(地元交渉)

第 12 条 地元関係者との交渉等は、乙が行うものとする。

2 前項の場合において、乙は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第 13 条 乙が委託業務実施のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、乙がその承諾を得るものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第 14 条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその賠償額を負担する。

ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合には、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 15 条 天災等で甲乙双方の責に帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）

により、対象森林に被害が生じたときは、乙は、その事実を発生後直ちに甲及び市町村に通知しなければならない。

2 乙は、前項の場合直ちに調査を行い、市町村及び甲と協議してその処理、解決にあたるものとする。

(疑義等の解決)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 【森林所有者 住所・氏名】 印

乙 【認定林業事業体 住所・氏名】 印

第2号様式

指令前着工届

第 号
平成 年 月 日

三重県知事

市町長

平成 年 月 日付け、 指令 第 号により内示のあった
事業について、早期完成のため、指令前着工したいので届出書を提出しま
す。

なお、交付決定されない場合には、事業費その他事業にかかるすべての経費は市町村（事
業体）の負担とします。

記

- 1 実施場所
- 2 実施面積
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日

添付書類

年度計画書

第7号様式（その2）

別表 1-1

環境林整備事業で目標とする森林

施業に際し最重要点： 下層広葉樹（高木性）は、伐採しないこと。

特に除伐・下刈り時は十分に注意すること。

森林機能	対象森林	森林の目標	施業方針	作業内容
水源かん養機能	①人工林	針葉樹 広葉樹混交林	<ul style="list-style-type: none"> 遷移の進行に委ねる。 本来、その立地にあるべき樹種で欠けているものは、帯状・群状に植え込む。 倒木は、地表流の移動速度を制御するため、必要 突発性の病害虫の発生地域において、その被害樹種は植栽しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 強度（5割）の間伐 やや強度の間伐と広葉樹等の植栽 作業用簡易道路の整備 作業用歩道の整備
	②広葉樹林	老齢段階の天然林	<ul style="list-style-type: none"> 遷移の進行に委ねる。 林内相対照度を30%まで上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 3割～6割の受光伐を行う。
山地災害防止機能	③人工林	深根性樹種の混交	<ul style="list-style-type: none"> 深根性広葉樹・針葉樹林の混植 倒木は、等高線に沿って並べる。 突発性の病害虫の発生地域において、その被害樹種は植栽しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 強度（5割）の間伐 やや強度の間伐と深根性針葉樹・広葉樹等の植栽
	④広葉樹林	老齢段階の天然林	<ul style="list-style-type: none"> 林内相対照度を30%まで上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大径木の伐採 3割の受光伐を行う。

別表 1-2

環境林整備事業で目標とする森林

施業に際し最重要点： 下層広葉樹（高木性）は、伐採しないこと。

特に除伐・下刈り時は十分に注意すること。

森林機能	対象森林	森林の目標	施業方針	作業内容
生活環境保全機能	⑤クロマツ林 耐塩性常緑広葉樹林	海岸の防潮林 飛砂防止林	・ 帯状や群状に塩害や松くい虫被害等に強い異齢林を造成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帯状や群状に耐塩性常緑広葉樹林を植栽する。 ・ 作業用簡易道路の整備 ・ 作業用歩道の整備
保健文化機能	⑥人工林	景観に適したリクリエーション林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節感や色彩感のある、景観に優れた森林造成 ・ 都市住民とのふれあいの森林 ・ 小中学生のための教育の森林 ・ 熊野古道等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 群状に季節感や色彩感のある樹種を植栽する ・ 作業用歩道整備 ・ 憩い・触れ合いの場の提供
	⑦広葉樹林	景観に適したリクリエーション林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の豊かな広葉樹林と触れ合う森林の造成 ・ 都市住民とのふれあいの森林 ・ 小中学生のための教育の森林 ・ 熊野古道等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な広葉樹等の植栽 ・ 作業用歩道の整備 ・ 憩い・触れ合いの場の提供

別表 1-3

環境林整備事業で目標とする森林

施業に際し最重要点：下層広葉樹（高木性）は、伐採しないこと。

特に除伐・下刈り時は十分に注意すること。

森林機能	対象森林	森林の目標	施業方針	作業内容
生物多様性維持機能	⑧人工林	針葉樹広葉樹混交林	<ul style="list-style-type: none"> 遷移の進行に委ねる。 本来、その立地にあるべき樹種で欠けているものは、帯状・群状に植え込む。 倒木は、動植物の生息環境保全のため必要 野生鳥獣との共生のため、実のなる木との植林 	<ul style="list-style-type: none"> 群状皆伐の実施 弱度の間伐と伐採木の放置 大面積皆伐の禁止 作業用歩道整備 実のなる木等の植林
	⑨広葉樹林	老齢段階の天然林	<ul style="list-style-type: none"> 遷移の進行に委ねる。 林内相対照度を30%まで上げる。 野生動物との共生のため、実のなる木との植林 突発性の病害虫の発生地域において、その被害樹種は植栽しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 3割～6割の受光伐を行う。 実のなる木等の植林
	⑩渓畔林	耐水性広葉樹	<ul style="list-style-type: none"> 根張りのある耐水性広葉樹を植林する。 	<ul style="list-style-type: none"> ケヤキや柳等の樹種を植林する。

別表 1-4

環境林整備事業で目標とする森林

施業に際し最重要点： 下層広葉樹（高木性）は、伐採しないこと。

特に除伐・下刈り時は十分に注意すること。

森林機能	対象森林	森林の目標	施業方針	作業内容
地球温暖化防 止	⑪人工林	生長量の大 きい若齡林	<ul style="list-style-type: none"> 伐採後放置され た森林に植林す る。 本来、その立地に あるべき樹種で 欠けているもの は、帯状・群状に 植え込む。 	<ul style="list-style-type: none"> 疎植 (ha 当 たり百本～ 千本) の実施 針葉樹又は 広葉樹の植 林 獣害防止の 実施
	⑫広葉樹林	老齡段階と 若齡段階の 天然林	<ul style="list-style-type: none"> 林内相対照度を 30 %まで上げ る。 天然下種更新を 促す。 突発性の病害虫 の発生地域にお いて、その被害樹 種は植栽しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 3割～6割 の受光伐を行 う。 種子の自然 発芽促進に より若齡林 の育林を図 る。

別表2

事務費の内容は下記に該当するものとする

1. 市町村計画推進費（市町村事務費）

下記のいずれか該当する金額を助成する。（当該費用の80%を補助する）

- ①当初年度実施面積 h a当たり 3,500円以内
- ②継続事業実施面積 h a当たり 2,000円以内

(1)市町村計画推進費 支出科目等

(7)地区森林管理協議会の開催にかかる需用費・役務費・謝金・旅費・使用料及び賃借料等

需用費	消耗品費、燃料費、食料費（ただし、会議等における茶菓代に限る）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費とする。
役務費	通信運搬費とする。
謝金	会議に出席する委員等の謝金とする。（概ね半日 5,000円）
旅費	会議に出席する委員等の旅費とする。
使用料及び賃借料等	会議室、貨客兼用自動車、会議に必要な機械器具の借料及び賃料

(イ)計画審査・完成検査等（事務）にかかる需用費・役務費・旅費・使用料及び賃借料等

需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費とする。
役務費	通信運搬費とする。
旅費	完成検査員等の旅費とする。
使用料及び賃借料等	会議室、貨客兼用自動車、検査に必要な機械器具の借料及び賃料
備品	検査写真用のカメラ等

2. 環境林整備計画書作成費（事業体事務費）

下記の金額を助成する。（当該費用の80%を補助する）

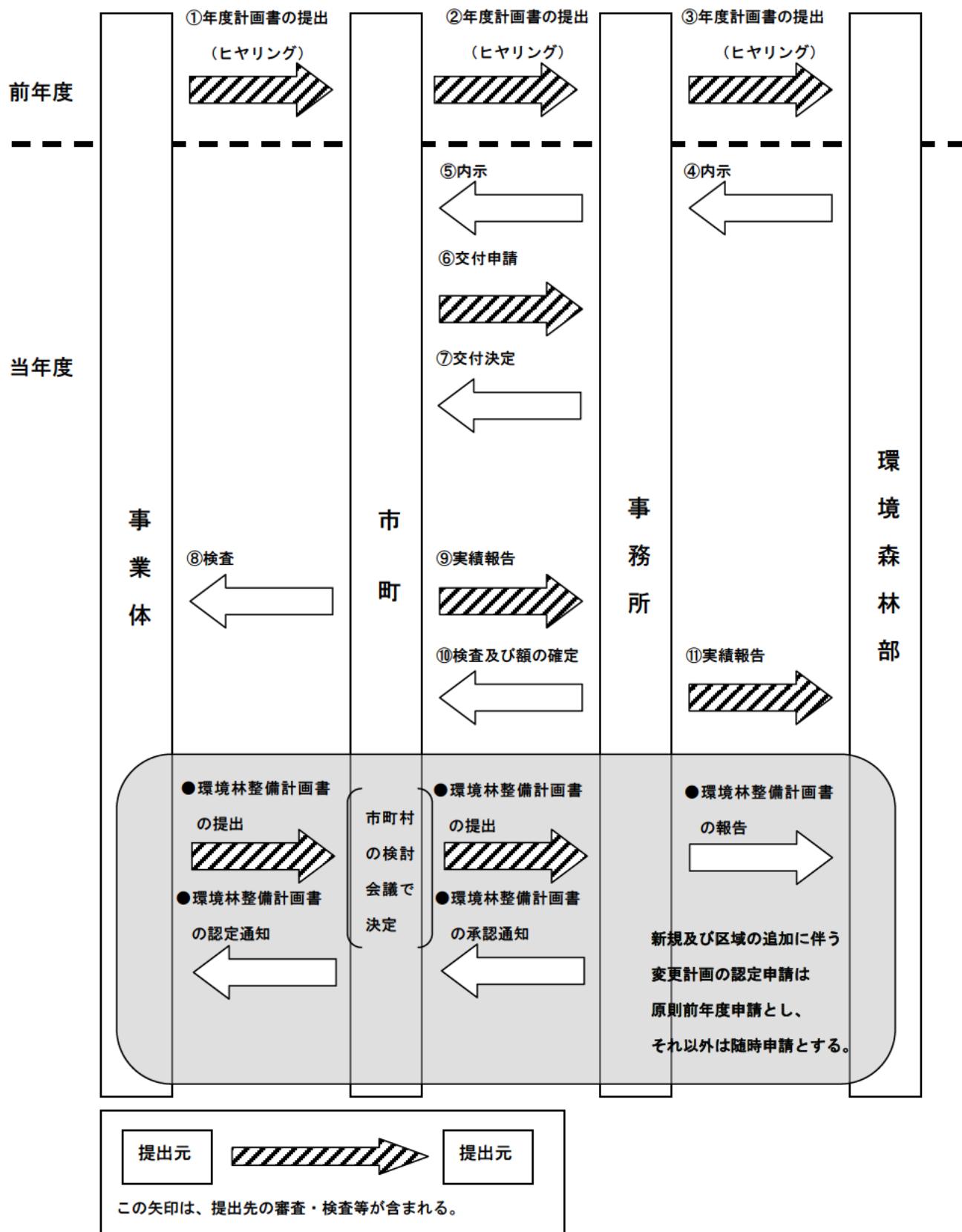
計画作成面積 h a当たり 10,000円（当年度作業実施面積分のみ 1回）

○環境林整備計画書作成費 支出科目等

1) 環境林整備計画作成（事務）にかかる賃金・需用費・役務費・使用料及び賃借料等	
賃金	内業及び森林所有者との協議にかかるものに限る。
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費とする。
役務費	通信運搬費とする。
旅費	森林所有者等との協議等に必要な旅費とする。
使用料及び賃借料等	計画書作成に必要な機械器具の借料及び賃料

別表3－1

森林環境創造事業の事務の流れ



別表3－2

森林再生CO₂吸収量確保対策事業の事務の流れ

